

## Medical Care Station（メディカルケアステーション）を使った情報共有のための手順

- 手順1** メディカルケアステーションを利用して患者の情報を共有することを、事業所として決定する。
- 手順2** メディカルケアステーションを使用する事業所の従事者（＝MCSユーザー）を選任する。
- 手順3** 手順2で選任したMCSユーザーそれぞれとの間で「メディカルケアステーション連携情報守秘誓約書」（別紙様式第4号）を取り交わす（MCSユーザー→事業所）
- 手順4** MCSユーザーの中から、最低1名以上の「MCS管理者」を選任する。  
事業所管理者自らがMCS管理者になること、また大規模な事業所においては各部門ごとの責任者をMCS管理者として複数人を選任することも可能である。
- 手順5** 次の（1）から（3）の条件に同意できる場合に、手順6及び手順7を実行する。  
（1）「狛江市メディカルケアステーション運用規程」及びエンブレース株式会社が定める「メディカルケアステーションサービス利用規約」を遵守すること。  
（2）当該事業所が、MCSを利用していることを市が他の医療介護関係者に公示することを認めること。  
（3）MCS管理者が、MCS内に設置する自由グループ「（仮称）MCS管理者の部屋」に参加し、MCSの安定的な運用及び改善に継続的に参画すること。
- 手順6** 「多職種ネットワーク「メディカルケアステーション」（MCS）一括登録代行申込書」（別紙様式2）に①施設名、②郵便番号、③住所、④電話番号、⑤施設の種類、⑥MCSユーザーの氏名、⑦性別、⑧職種、⑨MCSユーザーのメールアドレス、⑩当該MCSユーザーをMCS管理者に選任する場合は「○」印を記入する。
- 手順7** 「メディカルケアステーション利用登録代行申込書」（別紙様式1）に、事業所管理者の氏名、メールアドレスを記載し、手順6で作成した一括代行申込書（別紙様式2）を添えて、市（〒201-0013 元和泉二丁目35番1号 狛江市健康推進課）宛てに封書により郵送する（事業所→市）。  
☆FAX・メール不可
- 手順8** 市において手順7の書類を取りまとめの上、エンブレース株式会社への事務手続きを代行する。
- 手順9** エンブレース株式会社より市に利用登録完了届が通知された後、市より、

- ①手順7の利用登録代行申込書に記載された管理者のメールアドレスに対して、利用登録完了（ID及び仮パスワード）を連絡する。
- ②MCS管理者に「○」印が記載されている登録者に対しては、MCS内において「MCS管理者の部屋」への招待を行う。
- ③市ホームページに当該メディカルケアステーションを利用している事業所である旨公示する。

**手順 10** 市より手順9の通知を受けた事業所管理者は、所属するMCSユーザーに対して、メディカルケアステーションの利用開始を連絡するとともに、MCS管理者に対しては、「MCS管理者の部屋」からの招待を承認するよう指示する。

**手順 11** 事業所管理者からメディカルケアステーション利用開始の連絡を受けたMCSユーザーは、メディカルケアステーションのログイン画面から通知されたID等を入力してログインを開始する。

**手順 12** メディカルケアステーションにより情報共有を行うべき患者が発生した場合は、当該患者の情報を保有する事業所が「連携元事業所」となり、患者（または患者家族）に個人情報の使用同意について十分な説明を行い、「メディカルケアステーションの利用における個人情報使用同意書」（別紙様式3）を取り交わす（患者→事業所 事業所→患者）。

**手順 13** 連携元事業所は、メディカルケアステーション内に患者グループを作成し、連携に必要となる医療介護関係者を順次グループに招待し、具体的な患者に関する情報共有を開始する。